

鈴蘭小学校父母と先生の会 会則

制 定 平成1年3月19日
改 正 令和5年4月14日

目 次					
第1章	総 則		第5章	会 雑	計 則
第2章	役員と任 務		第6章	付	
第3章	機 関 と 運 営				
第4章	役 員 の 選 出				

第1章 総 則

【名称及び事務局】

第1条 この会は、鈴蘭小学校父母と先生の会（略称を「鈴蘭小学校PTA」という。以下「本会」という。）といい、事務局を鈴蘭小学校内におく。

【会員】

第2条 本会の会員は、鈴蘭小学校に在籍する児童の保護者（父母または、これに代わる保護者。以下「父母」または、「P」という。）と、教職員（以下「先生」または、「T」という。）とする。

【目的と活動】

第3条 本会は、児童の健全な成長をはかることを目的とする。
2 本会は、前項の目的を達成するために、次の活動をおこなう。
(1) 学校教育並びに家庭教育の理解と振興
(2) 児童の校外における生活の指導
(3) 地域における教育環境の改善
(4) 地域における文化と社会教育の振興
(5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第2章 役 員 と 任 務

【役員】

第4条 本会に、次の役員をおく。
(1) 会 長 1名 (10) 生活研修部副部長 1名 (19) 学級委員長 2名
(2) 副会長 3名 (11) 広報部副部長 1名 (20) 学級副委員長 2名
(3) 事務局長 1名 (12) 厚生部副部長 1名
(4) 会 計 1名 (13) 文化部副部長 1名
(5) 書 記 1名 (14) 生活研修部員 若干名
(6) 生活研修部長 1名 (15) 広報部員 若干名
(7) 広報部長 1名 (16) 厚生部員 若干名
(8) 厚生部長 1名 (17) 文化部員 若干名
(9) 文化部長 1名 (18) 会計監査 2名
2 本会に、次の役員をおくことができる。
(1) 学年委員長 各1名 (2) 学年委員 若干名

【役員の仕事】

第5条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、これを代行する。
3 事務局長は、庶務全般を統括するほか、諸帳簿等の管理をする。
4 会計は、会計事務を担当する。
5 書記は、庶務事務を担当する。

【役員の仕事】

第6条 役員の仕事は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。

第3章 機 関 と 運 営

【総 会】

第7条 総会は、本会の最高議決機関で、事業計画及び予算、事業報告及び決算、会則の改廃、その他重要事項を審議する。
2 定時総会は、会長が毎年4月に招集する。
3 前項のほか、運営委員会が必要と認めたとき、会長は臨時に総会を招集することができる。

【運営委員会】

第8条 運営委員会は、第4条第1項第1号から第10号まで、第21号及び第23号の役員で構成し、本会の運営上の諸事項を協議し、会務を執行する。

【専門部会】

第9条 運営委員会に生活研修部、広報部、厚生部、文化部（以下これらの部を総称し「専門部」と

- いう。)をおく。
2 各専門部会は、専門部長、副部長及び部員で構成する。

【学級PTA】

第10条 各学級父母と先生の会（以下「学級PTA」という。）は、児童の在籍する学級の父母と学級担任の先生によって構成し、学級に関する事業を企画し、推進する。

【その他の機関】

第11条 本会に次の機関をおくことができる。
(1) 各学年父母と先生の会
(2) 学級連絡会

【表決】

第12条 本会の会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 役員 の 選 出

【役員選考委員会】

第13条 本会に役員選出のため、役員選考委員会（以下「選考委員会」という。）をおく。
2 選考委員会は、各学級委員長のうち若干名、事務局長及び前記以外の運営委員のうち若干名によって構成する。

第5章 会 計

【会 計】

第14条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。
2 本会の会費は、父母、先生同額とする。
3 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

【監 査】

第15条 会計監査は、会計状況を監査し、翌年度の総会において、その結果を報告する。

第6章 雑 則

【学校長の出席】

第16条 学校長は、本会のすべての会及び会議に出席することができる。

【各種委員会】

第17条 必要に応じ本会に、運営委員会で協議し、各種委員会をおくことができる。

【運営細則】

第18条 本会の運営に必要な事項は、運営委員会で協議し、運営細則として定めることができる。

付 則

- 1、この会則は、平成3年1月31日から施行し、平成3年度から適用する。
- 2、鈴蘭小学校父母と先生の会会則（平成元年3月19日制定）は、廃止する。

付 則

- 1、この会則は、平成12年4月18日に一部改正し、平成12年度より適用する。

付 則

- 1、この会則は、平成23年4月17日に一部改正し、平成23年度より適用する。

付 則

- 1、この会則は、平成31年4月14日に一部改正し、平成31年度より適用する。

付 則

- 1、この会則は、令和5年4月14日に一部改正し、令和5年度より適用する。